

平成15年(ワ)第476号,平成16年(ワ)第116号 損害賠償請求事件(トンネルじん肺訴訟仙台地裁判決)

裁判長裁判官 小野洋一 裁判官高木勝己(転勤) 裁判官 伊藤康博

判 決 要 旨

1 主文の説明

当裁判所は、原告らが主張した被告(国)の責任のうち、昭和61年11月以降について、次の規制権限(省令制定権限)不行使の違法があると認めた。

① 被告が、トンネル建設工事現場の事業者に対し、粉じん測定とその評価を義務づけるべきであったのにそれをしなかった。

② 被告が、トンネル建設工事現場の事業者に対し、湿式さく岩機と防じんマスクの重畳適用を義務づけるべきであったのにそれをしなかった。

その余の原告らの主張する被告の責任については理由がないものと判断した。

したがって、昭和61年11月より前に粉じん作業から離脱している原告らの請求については、棄却した。

なお、昭和61年11月以降に粉じん作業に従事していた原告らのうち、じん肺管理区分が管理2で合併症のない者については、慰謝料及び弁護士費用として110万円を、その他の者については、慰謝料及び弁護士費用として330万円(請求額全額)を認容した。

2 事案の概要

本件は、主に昭和30年代以降、トンネル建設工事に従事した原告ら(労働者が死亡した場合その相続人を含む。)が、じん肺に罹患したことにつき、被告に以下の責任があったと主張して損害賠償(慰謝料)を求めた事案である。

①省令制定義務違反、②監督義務違反、③安全配慮義務違反、④民法716条による注文者の責任

3 規制権限行使義務(省令制定義務)違反

トンネル建設工事現場におけるじん肺の発症は、戦前からこれを指摘する研究結果があったが、主として新幹線や高速道路のトンネル建設工事が盛んになった昭和50年ころから有症率が全産業の有症率を上回るようになり、トンネル建設工事現場で働く者のじん肺罹患が社会的な問題にもなって、じん肺防止対策を講じる必要性が出ていた。トンネル建設工事現場における法的な規制は安衛法、安衛則、じん肺法があり、粉じん発生を防止するための一般的な法規制はされてい

たが、実際の作業現場ではきめの細かい対策が取られないまま、トンネル建設工事現場のじん肺患者の発生が継続していた。また、トンネル建設工事現場における恕限度とその前提となる粉じん測定の方法については、戦前から研究があり、戦後もその研究が継続され、昭和40年ころには、恕限度についての勧告が出され、その後、改訂が継続された。粉じん測定とその評価の方法について、遅くとも、ゼネコンや被告の担当者が参加する建設災害防止協会が、昭和61年11月に「地下工事における粉じん測定の指針」を出した時点では、被告を含めた一応の合意をしよう程度のものでできたといえることができる。それにもかかわらず、被告は、それに基づく何らの規制を行わなかった。

粉じん暴露を防止する対策は、粉じん則の制定で一応具体化されたが、湿式さく岩機を使用した場合には、防じんマスクの着用が除外されているなど十分なものではなかった。トンネル建設工事現場では、その後もじん肺に罹患する者が発生し続けていたのであり、湿式さく岩機を使用した場合でも防じんマスクを着用させて粉じん暴露を防止する必要性があった。

昭和61年11月には、炭則が湿式さく岩機の使用と防じんマスクの重畳適用を義務づけたのであるから、そのころには、トンネル建設工事現場においても、被告は、規制権限を行使して、湿式さく岩機の使用と防じんマスクの重畳適用の義務づけをするべきであったのにそれをしなかった。

これらの規制権限の不行使は、著しく合理性を欠くものであり、国家賠償法1条1項の違法がある。

4 作業時間規制

トンネル建設工事を含む粉じん作業は、労働者の暴露する粉じんの量はその健康に影響を及ぼすのであって、当該作業に従事する時間の長さが直ちに労働者の健康に有害な影響を及ぼすという関係にたつものではない。じん肺防止の対策としてまず取られるべきは、労働者が粉じんに暴露することを防止することであり、そのためには、作業環境における粉じん濃度の低減や粉じん暴露防止対策が第1次的に考えられるのであって、作業時間規制は、それらと併せて相関的に取られるべき措置である。

被告が作業時間規制をしなかったことをもって、著しく不合理であると解することはできない。

5 その他の原告らの主張する違法事由について

(1) 規制監督権限（散水，発破待避時間の確保，じん肺教育，内燃機関の煤煙除去装置の装着，エアラインマスクの着用）

ア 散水

旧労基法を受けた旧安衛則175条には「注水その他粉じん防止の措置」をとるべき義務が定められていた。「注水その他粉じん防止の措置」という旧安衛則の規定が散水を除外する趣旨であるとは解されないから、散水の義務はこれに含まれていたと解することもできる。もっとも、かかる文言では、抽象的であるということではできるが、省令の文言をどのように定めるかは制定権者である被告の裁量によるところが大きく、本件において裁量を逸脱した定め方であるとはいえない。

イ 発破待避時間の確保

発破により大量の粉じんが飛散することは明らかであるから、発破待避時間を設けることはじん肺罹患防止のために有用である。また、原告らが立証した代表現場においては、発破後すぐに切羽に戻って作業を行っていたことも認められる。しかし、じん肺防止対策という観点からは、発破待避時間の規制をするためには粉じん濃度と暴露時間の関係という観点から規制時間を定める必要があるが、トンネル工事現場ごとに発破の方法、トンネルの断面積、トンネル内の換気設備の構造等の違いがあることや、発破後どの程度の時間をおけばじん肺に罹患しない程度の粉じん濃度になるかは不明であり、発破待避時間を一律に規制することは困難である。そうすると、この規制をしなかったことをもって法の委任の趣旨に反して著しく不合理であると解することはできない。

ウ じん肺教育

トンネル建設工事には粉じん作業が含まれているから、労働者を雇い入れる際には、じん肺予防及び健康管理のために必要な教育をするべきであることは、旧じん肺法6条の規定でも明らかである。したがって、被告が規制権限を行使しなかったということではできない。

エ 内燃機関の煤煙除去装置の装着

カーボンブラックそれ自体がじん肺の発症の原因になるかどうかについて

は、具体的な知見はないが、産衛学会の許容濃度の勧告のうち第2種粉じん
に位置づけられていることなどから、じん肺罹患の原因物質になることは認
められる。ただし、原告らが罹患したじん肺の原因としては、トンネル掘さ
く時の岩石粉じんやコンクリート吹付時の粉じんによるところが大きいと解
されるから、カーボンブラックの規制をしなかったことが原告らのじん肺罹
患にどの程度寄与しているかどうかは不明である。したがってこれの規制を
しなかったことをもって違法とは解されない。

オ エアラインマスクの使用

トンネル建設現場でコンクリート吹付時や機械掘さく時に相当量の粉じん
が飛散していることは認めることができる。しかし、コンクリート吹き付け
はともかく、機械掘さくは、場所によって粉じん飛散量に違いがあること、
エアラインマスクが使用できるのは、その仕組上、定位置で作業を行う作業
員に限定されるものであり、これらの作業中の作業員の位置は、ノズルの位
置、機械等の仕様によって異なると言えるから、省令によってエアラインマ
スクの着用を義務付けなかったとしても著しく不合理とは言えない。

(2) 監督義務違反・行政指導義務違反

原告らは、被告の労働基準監督官等の監督義務違反を主張するが、被告は、
労働基準行政において、建設業を重点業種の一つとし、粉じん対策も重点対策
の一つとして監督指導を行っており、違法であるとまでは解されない。

また、行政指導（時間規制について）についても、被告が行政指導をしてい
たことは認められるのであり、違法であるとは解されない。

(3) 安全配慮義務違反、発注者の責任

被告発注のトンネル建設工事現場における契約締結過程をみると、ゼネコン
の自主施工であることは否定できないとしても実際の施工に当たって被告が工
事内容を拘束している部分も大きいといえることができる。

安全配慮義務違反が認められるには、被告自らが、労働者の働く場を提供し
ているのと同視しうる程度の関与が必要と解される。

被告は、トンネル建設に際して、工期、費用、施工方法等について積算基準
や工事の監督等を通じて事実上影響を及ぼしているといえることができる。

山田トンネル等における被告の監督の実態からすると、ゼネコンの自主施工

が一応認められるから、被告の関与の程度が明らかではなく、また、被告の関与の程度を明らかにするには、被告発注による個々のトンネル建設工事現場において、どのような契約が締結され、どのように被告が関与してきたのかを主張立証しなければならないと解されるが、原告らは被告の組織過失を主張し、これらの主張立証をしないので、これを認めることができない。

注文者の責任についても、個々の現場での被告の過失を主張立証すべきであるが原告らはこれをしないので、認めることができない。

6 損害

じん肺は、肺内に粉じんが存在する限り、その進行の有無、程度、速度は患者によって多様ではあるものの、その量に対応して進行する不治の疾患であり、現代の医学では治療不可能である。現場から離れても症状は増悪し、じん肺死への恐怖や生活面での様々な苦痛など、じん肺に罹患していることによる原告らの肉体的精神的苦痛は大きい。ゼネコンから支払われた和解金を考慮に入れても原告らには、なお、慰謝すべき損害があるということが出来る。原告らの被った損害には共通性も認められ、管理区分と合併症に応じて損害額を算出するのが合理的である。

7 時効

時効の起算点は、「損害及び加害者を知ったとき」であるが、原告らがじん肺管理区分決定を受けたことを知ったとしても、被告との関係で直ちに損害を知ったと解することはできない。

被告との関係で問題となっているのは被告の規制監督権限の不行使であり、被告との関係で損害を知ったといえるのは、被告の規制監督権限の不行使の違法性が争点となったところに共通性のある筑豊じん肺福岡高裁判決が出された平成13年7月19日であるというべきである。本訴提起は、これから3年を経過していないので、時効の主張には理由がない。

以 上